

資料4 【報告事項】

令和3年6月15日

市民局市民安全推進課

「広島市犯罪被害者等見舞金制度」の開始について

令和3年4月1日から、本市における犯罪被害者やその遺族への応急的な経済的支援として、見舞金を支給する制度を開始しました。見舞金の対象者及び支給額は次のとおりです。

なお、詳細については、別紙「犯罪被害にあわれた方へ ～広島市犯罪被害者等見舞金制度のご案内～」をご覧ください。

区 分	対 象 者	支給額
遺 族 見 舞 金	犯罪被害により死亡した者の遺族等	30万円
重傷病見舞金	犯罪被害により重症病を受けた者	10万円